

ご相談を「ワンストップ」でお聴きします



くらしの困りごと相談会

— 10月30日（水）水戸市 —

令和6年10月16日
茨城行政監視行政相談センター

総務省の「行政相談」を、もっと国民の皆さまに知っていただくために、9月～10月を「行政相談月間」と定めて、全国的に行事の開催などを行います。

茨城行政監視行政相談センターでは、その一環として、下記のとおり、**10月30日（水）に水戸市**で、国民の皆さまからさまざまなご相談を「ワンストップ」で受け付ける相談会を、国の行政機関、地方公共団体、弁護士・司法書士・税理士などと合同で開設いたします。



くらしの困りごと相談会（水戸）

① 日時	令和6年10月30日（水）10時30分～15時10分（開所式10時15分） 受付時間：10時00分～14時50分	
② 会場	水戸市民会館2階展示室（水戸市泉町1-7-1）	
③ 事前予約	令和6年10月16日（水）～10月24日（木） 平日8時30分～17時に以下の番号に本人がお電話ください。 TEL：0570-090110 又は 029-253-1100 ※当日来所しての相談も受け付けますが、法律相談等人気の機関は予約のみで枠が埋まりご案内できない可能性もありますので、あらかじめご了承下さい。	
④ 参加機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸地方法務局 ・ 水戸財務事務所 ・ 茨城労働局 ・ 常陸河川国道事務所 ・ 日本年金機構水戸南年金事務所 ・ 茨城県 ・ 茨城県警察本部 ・ 水戸市 ・ 茨城県弁護士会 ・ 茨城司法書士会 ・ 関東信越税理士会茨城県支部連合会 ・ 行政相談委員 ・ 男女共同参画担当行政相談委員 ・ 茨城行政監視行政相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> （登記（相続）、人権擁護） （多重債務、国有財産、金融） （労働基準・安全、職業安定・雇用） （直轄国道（6, 50, 51号線）、直轄河川（那珂川、久慈川）） （国民年金、厚生年金） （3ヶ夕国道・県道、河川、県の施設の管理、その他の県の行政） （交通安全（信号機、横断歩道）） （市道、福祉など） （民事問題） （ // ） （相続税、贈与税などの税金） （その他の国の行政など） （男女共同参画問題） （その他の国の行政など）

○ 相談の例

道
年金・保
登
税
労
法

路
険
記
金
働
律

…歩道の段差を解消、通学路の危険な箇所を解消
…年金を受け取るための手続きは？介護施設に入所するには？
…遺産相続したときの不動産の名義変更
…遺産相続したときの税金はいくら？
…セクハラなど職場の問題、賃金未払いなど会社とのトラブル
…相続トラブル、多重債務

「行政相談」とは

総務省の行政相談は、国や独立行政法人、特殊法人の業務や、国が関わっている都道府県・市区町村などの業務に対する苦情、意見・要望などを幅広く受け付け、担当する行政機関とは異なる立場から、必要に応じて、関係行政機関にあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度・運営の改善に生かす仕組みです(匿名でも相談可・秘密厳守です。)

行政相談の流れ



総務省は、各都道府県庁所在地に、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターを設置し、行政相談を受け付けています。茨城県内には、「茨城行政監視行政相談センター」(総務省行政相談センター・きくみみ茨城)が設置されています。

〒310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎(2階)

電話: 0570-090110(全国共通番号)、FAX: 029-221-3349

インターネット: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

行政相談の
マスコット
キクーン

